

平成30年度第3回富里市国民健康保険運営協議会会議録（要旨）

招集年月日	平成31年2月7日（木）		
招集の場所	すこやかセンター2階会議室2		
開会・閉会の時間	開会 平成31年2月7日 14時00分 閉会 平成31年2月7日 15時20分		
◎会長 ○会長職務代理	氏 名	出欠等の別	届出の有無
	◎林田 美恵子	○	
	○小沼 綾子	○	
	加藤 雅子	欠	有
	綿貫 文雄	欠	有
	田中 章三	○	
	葛西 直子	○	
	我妻 道生	○	
	内田 啓二	○	
	麻野 邦子	○	
会議録署名委員	林田 美恵子		
説明のため出席した者の職氏名	国保年金課長 鈴木 隆次		
	国保年金課副主幹 大塚 謙二		
	国保年金課主査 神林 芳昭		
職務のため出席した者の職氏名	健康福祉部長 尾崎 正尚		
会議に附した事件	別紙のとおり		
会議の経過	別紙のとおり		

平成30年度第3回富里市国民健康保険運営協議会会議次第

日 時 平成31年2月7日（木）

午後2時～

場 所 すこやかセンター2階会議室2

1 開 会

2 市長あいさつ

3 議題

- （1）富里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について（案）
- （2）富里市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について（案）
- （3）平成31年度富里市国民健康保険事業計画(案)及び平成31年度国民健康保険事業実施計画書(案)について

4 その他

- （1）平成31年度富里市国民健康保険特別会計当初予算(案)について
- （2）富里市国民健康保険高額医療費資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について（案）
- （3）その他
 - ・次回開催予定 平成31年5月16日（木）

5 閉 会

次第 3

議題(1) 富里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について(案)

- 事務局 ・ 資料 1-1, 1-2 により説明
- ・ 賦課限度額及び軽減判定所得の改正は、地方税法等の改正で適宜行っている。
 - ・ 保険税率は平成 20 年度に後期高齢者医療保険制度の開始に伴う、基礎課税分における医療分と支援分のあん分率の一部改正を最後に、10 年間、保険税率を据え置いてきた。
 - ・ 税率の改正内容は、医療分均等割を改正前 20,000 円から、改正後 18,500 円で 1,500 円の減額。医療分平等割を、32,700 円から 30,000 円と 2,700 円の減額をするもの。
 - ・ 減額見込み額（概算）は、約 4,000 万円。うち保険税で約 3,000 万円。基盤安定軽減分で約 1,000 万円の減額を想定している。
 - ・ 4,000 万円の賦課の減額分は、基金を充当し、今後の基金積立金額は、概ね年約 4,000 万円ずつ減少する見込み。
 - ・ 応能・応益割合は、改正前は 51% : 49% から、改正後は、53% : 47% にシフトする予定。応能割への比率が約 2% 上昇する見込み。
 - ・ 施行期日は、平成 31 年 4 月 1 日。
- 委員 ・ 県が示す標準保険税率は参考値なのか。何か締め付けはあるのか。
- 事務局 ・ 納付金を納めるための参考と捉えている。
- 会長 ・ 標準保険税率の算定に必要な保険料総額が、県の試算よりも本市の当初本算定の方が低い。減額しても大丈夫なのか。
- 事務局 ・ 県の試算では、標準的な収納率を低く見ている。また、不足分については基金を取り崩す。

(賛成全員により承認)

議題(2) 富里市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について(案)

- 事務局 ・ 資料 2 により説明
- ・ 改正内容は、運営協議会の委員に、被用者保険等保険者を代表する委員 1 人を加えるもの。
 - ・ 被用者保険等保険者からも広く意見などを聴くことにより、国民健康保険を円滑に運営する一環となると考えられること、近隣市の状況を見ても富里市だけが委員に加えていないこと、また、この委員を加えることが交付金の交付要件の 1 つとなっていることから、所要の改正を行う。
 - ・ この改正に併せて、一部、用字用語等の整理も行う。
 - ・ 第 5 条は改正前は削除とだけあって、第 5 条の 2 がある。これを第 5 条とした。
 - ・ 施行期日は、運営協議会の現在の委員の任期が平成 31 年 6 月 30 日までのため、翌日の 7 月 1 日とする。
- 委員 ・ 被用者保険の代表者を入れれば交付金が出るのか。
- 事務局 ・ 事業を行うこと等で点数が加算される。運営協議会の委員に被用者保険等の代表者を入れ

ることも点数になる。この点数に応じて交付金が交付される。

(賛成全員により承認)

議題(3)平成31年度富里市国民健康保険事業計画(案)及び平成31年度国民健康保険事業実施計画書(案)について

事務局 ・資料3-1, 3-2により説明

- ・被保険者は減少、高齢者の割合は増加。医療費は平成29年度は減少したが、一人当たりの医療費は増大している。
- ・保険税は、調定額は低下しているが、収納率の向上によって収納額は横ばい。
- ・以上のことから基本方針とて、歳入確保のための「収納率向上対策の推進」、適正な歳出のための「医療費適正化対策の推進」、被保険者の健康保持増進のための「保健事業の充実」、制度改正などの「重要事項の調査研究」この4点を重点施策と定め、その遂行に努めることとする。
- ・基本的には平成30年度に既に実施しているものを継続して行う。
- ・特定健診・特定保健指導の充実という区分の中で、特定健診を実施する。とあるが平成30年度は根木名小学校で健診を行っていた。平成31年度は根木名小学校での健診を取りやめる予定。これは、実施時期が小学校の夏休み期間中に限られ、非常に暑い時期になってしまうことに加え、冷房設備がないことから、受診する方の健康状態を危険にさらさないため。代わりに7月に1回、土曜日の午前中に保健センターで健診を行う。また、9月の予備日は平日のみで3日間行う予定。

会長 ・特定健診の受診向上対策の事業として、他市では重症化する予備群などに重点的に保健師が勧奨の電話を入れた結果、受診率がかなり上がった例があるようだ。

事務局 ・国保連に委託をして、直接連絡をしている。更に平成31年度は勧奨時のパンフレット等の種類を変え興味を引くような工夫をする予定。

(賛成全員により承認)

次第4 その他

(1)平成31年度富里市国民健康保険特別会計当初予算(案)について

事務局 ・資料4により説明

- ・歳入歳出の総額は、57億8,218万5千円で、前年度比5億304万4千円、8%の減。
- ・歳入の国民健康保険税の調定額は、平成30年度と比較すると全科目減少見込み。現年分は税率の引き下げによるものと、被保険者数の減少によるもの。滞繰分は、滞納整理などによって滞納額が圧縮されていることが要因。一般、退職、現年、滞繰の計で約3億7,700万円減額になると見込む。予算額としては徴収率を平成30年度よりも高く見込み、1億

1,860 万円の減額とした。

- ・2款 県支出金の保険給付費等交付金(普通交付金)が3億7,318万1千円の減額と見込む。
これは歳出の2款 保険給付費の一般被保険者療養給付費から退職被保険者移送費までが100%普通交付金として交付されることから歳出が減少すると見込めれば交付金も減額と見込む。
- ・3款 国民健康保険事業費納付金は8,883万円の減額。県から示された額であり、千葉県内の医療費の総額、各市町村の医療費水準、所得シェア、人口シェアに応じ、算出したもの。

委員 ・現年度分の収納率はトータルだと何パーセントで見込んでいるか。

事務局 ・約88パーセントと当初予算では比較的低めに見込んでいる。

委員 ・運営協議会費だが委員を一人増やすのに予算減らして大丈夫か。

事務局 ・被用者保険等の代表者は報酬のかからない方を想定している。また、市役所全体で報酬の改定をした関係で減額している。

(2) 富里市国民健康保険高額医療費資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について(案)

事務局 ・資料5により説明

- ・高額療養費の支給を受けるまでの間、その高額療養費の支給に係る療養に要する費用を支払うための資金を貸し付けるために基金が設置されている。その基金の保有額を現在の1千万円から5百万円にするもの。
- ・限度額適用認定証が通院にも適用された平成24年度からは貸付けの実績はないことから基金保有額の減額の改正を行うもの。
- ・この改正に併せて、用字用語の整理も行う。
- ・施行期日は31年4月1日でございます。

会長 ・減額された500万は国保に入るのか。

事務局 ・保有額1000万円は元々一般会計から繰り入れたものなので一般会計に返す。

(3) その他

事務局 ・次回開催予定は5月16日の木曜日をお願いしたい。

(15時40分)

・・・・・・会議終了・・・・・・